

PET ボトル分別基準適合物の円滑な引き渡しのお願

容器包装リサイクル法は、市民が分別排出し、市町村が分別収集・選別保管し、事業者が再商品化するという 3 つの主体間の協力のもとに成り立っています。

改正容器包装リサイクル法の基本方針で、「分別基準適合物の指定法人への円滑な引き渡しが必要である」と定められました。

この容リ法に則り、指定法人への PET ボトルの円滑な引き渡しへのご協力をくれぐれもよろしくお願いいたします。

1. PET ボトルリサイクルの現状

平成 26 年度、全国の市町村および一部事務組合から指定法人への PET ボトルの引き渡し量は約 19 万 3 千トンとなり、夏場の天候の影響等により前年度に比べ減少しましたが、平成 21 年度以降、引き渡し量は 19 万トン前後から 20 万トンで安定化しております。これは、改正容リ法の基本方針に「市町村により分別収集された使用済み PET ボトル等については、指定法人（容リ協会）への円滑な引き渡しが必要」との文言が加えられ、その重要性を市町村および一部事務組合ご担当の皆様方にご理解いただいた成果であると考えております。

また、平成 24 年度に PET ボトル再生処理事業者が、ポリエステル素材の市況変動の影響を強く受けたことから、平成 25 年度には暫定的に年 2 回の入札とし、その後開催された第三者委員会（「PET ボトル入札制度検討会」）の答申を得て平成 26 年度以降、PET ボトルは年 2 回の入札を行うこととしました。平成 26 年度は再びポリエステル樹脂の価格急落という状況が発生しましたが、協会申し込みの全保管施設からの引き取りは順調に遂行されました。

一方、平成 27 年度分別収集計画全国計約 30 万 5 千トンに対して、指定法人への申込量は約 20 万トンであり、これまでと同様に、依然として全体の約 3 分の 1 が指定法人以外で独自処理される予定となっております。容器包装リサイクル法のシステムの中で分別収集された使用済み PET ボトルを確実にリサイクルするためには、国内リサイクル事業者の再生処理能力が十分に活用される必要があります。現在、指定法人に登録されている再生処理事業者の能力は総計約 37 万トンある一方、指定法人への引き渡し量は再生処理能力の 5 割程度に留まっている現状では、残念ながら国内でのリサイクルを確実に実施するために構築されたりサイクルインフラは十分に活用されていない状況にあると言わざるを得ません。

2. 指定法人ルート引き渡しの重要性

指定法人への引き渡し量の不足ならびに不安定化は、容リ法施行開始以来、業界・関係者各位のご協力のもと築き上げられてきた PET ボトルのリサイクルインフラの安定維持に対し多大な悪影響を与えます。指定法人ルートへの引き渡し量の不足は、国内 PET ボトル再生処理事業者の経営基盤を脆弱化させ、最終的には国内リサイクルインフラの崩壊へ繋がる危険性をはらんでいます。これに対し、円滑な引き渡しを更に推進し、指定法人ルートを確保することは以下 3 点のメリットを生むことになります。

指定法人への引き渡しが如何に重要であるかについて、市町村ご担当の皆様方のご理解をお願いいたします。

(1) リスク回避

市町村による独自処理が現状のまま続くと、再生処理事業者の経営が破綻しリサイクルインフラが崩壊する恐れがあります。さらに、ポリエステル市況の変動等により、一部の独自処理分が海外輸出されてい

る流れが停止した場合には使用済みPETボトルが行き場を失い、最悪の場合には焼却・埋立処分等に廻される危険性もあります。指定法人への「円滑な引き渡し」はこのようなリスクを回避するための最適な手段であるといえます。

(2) 高品位な利用

指定法人に引き渡された使用済みPETボトルは国内の再生処理工場において、フレークまたはペレットというプラスチック原料、あるいは、化学的に分解されてポリエステル原料を得ることにより確実に再商品化された後に、繊維製品、卵パック等のシート類、および再びPETボトルに戻される等、高品位のリサイクルが行われています。

一方、指定法人ルートを経ない、いわゆる独自処理の多くは、主に中国へ輸出されています。再生処理の分別・品質管理不足等が原因で、通常の原料と比べ品質が劣り、使用できる用途が限られ、多くはぬいぐるみや座布団の「詰めもの」等に利用されています。

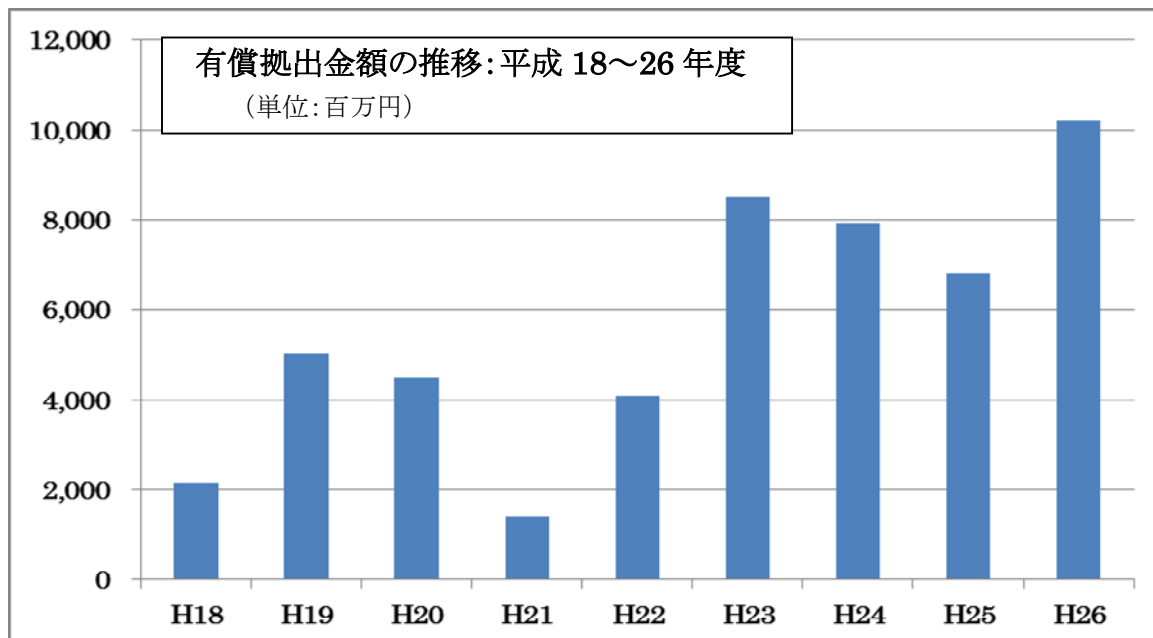
幅広い用途、製品に利用できることは、リサイクルを通じて広く日本社会に貢献するということですので、指定法人ルートにご協力頂くことは、日本への貢献にもなります。

(3) 二酸化炭素排出量の削減効果

使用済みPETボトルを効率的にリサイクルすることにより、現在、地球環境問題で最も重要な項目として位置づけられている二酸化炭素の排出量を削減することが可能となります。逆に、中国をはじめとする海外へ輸出した場合は、PETボトルそのものと一緒にリサイクルによる二酸化炭素排出量の削減効果も輸出してしまうことになり、国内での二酸化炭素排出量の削減に寄与することが出来なくなります。

3. 有償入札分は全額を市町村に拠出

指定法人への引き渡しに関し、再生処理事業者の有償入札によって当協会が得た収入相当額は、消費税分を除いて全額を当該市町村へ寄付金として拠出されます。下図に示すように、平成25年度は約69億円、平成26年度は約102億円が該当する市町村に拠出されました。



以上の点をご理解いただき、我が国のPETボトルリサイクルシステム強化・安定化のために、容器包装リサイクル法の精神に則り、指定法人（容リ協会）への円滑な引き渡しをお願いいたします。

以上